（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第三（第三条関係）

区分	審査方法の別	金額
一　［略］	［略］	［略］
二　［略］	［略］	［略］
三　蓄電所の設置の工事に係るもの		
［略］	［略］	［略］
［略］	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万百円（電子申請による場合にあっては、十六万千三百円）
［略］	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十四万九百円（電子申請による場合にあっては、十三万二千百円）
四　蓄電所の変更の工事に係るもの		
［略］	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十二万四千百円（電子申請による場合にあっては、十一万五千三百円）
［略］	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十万五千七百円（電子申請による場合にあっては、九万六千九百円）
五～八　［略］		
［略］	［略］	［略］

改正前

別表第三（第三条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
一　［略］	［略］	［略］
二　［略］	［略］	［略］
［新設］		
［略］	［新設］	［新設］
［略］	［新設］	［新設］
［新設］		
［略］	［新設］	［新設］
［略］	［新設］	［新設］
三～六　［略］		
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。